

平成27年度 定期監査結果に基づく措置状況等の報告（個別事項）

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成27年度
3. 監査結果報告 平成27年12月16日

所属等	定期監査結果（指摘事項）	措置状況等												
介護高齢福祉課	介護保険料は強制徴収（差押等）可能債権であるため、催告等を重ねたうえで納付のない場合は強制徴収に取り組まれない。	【検討中】 報告日：平成28年12月16日 今年度設置された債権管理課と連携して、強制徴収等について協議中です。												
保険年金課	国民健康保険税の収納率が低い（特に滞納繰越分）。収納率向上に向けて今まで以上に取り組みを強化されたい。	【取組状況】 報告日：平成28年12月16日 国保税の収納業務は収税課で行っており国保税を含めた市民税等を過年度分の古い順に収納している。収税課の工夫と努力もあり微増ではあるが、現年分滞納分ともに増加しています。 《参考》 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>現年度</td> <td>93.25%</td> <td>93.31%</td> <td>93.55%</td> </tr> <tr> <td>過年度</td> <td>22.74%</td> <td>24.78%</td> <td>26.26%</td> </tr> </table> 収税課と連携を取りながら、滞納者には、短期保険証・資格証明書の交付により納付相談の機会を持ちながら継続的に納付していただくことで、保険税の収納率の向上に努めました。 また、現年度分の徴収を強化することで滞納繰越分を減らすよう取組みました。		平成25年度	平成26年度	平成27年度	現年度	93.25%	93.31%	93.55%	過年度	22.74%	24.78%	26.26%
	平成25年度	平成26年度	平成27年度											
現年度	93.25%	93.31%	93.55%											
過年度	22.74%	24.78%	26.26%											
下水道課	公共下水道使用料は強制徴収（差押等）可能債権であるため、催告等を重ねたうえで納付のない場合は強制徴収に取り組まれない。	【検討中】 報告日：平成28年12月16日 今年度設置された債権管理課と連携して、強制徴収等について協議中です。												
水道総務課	借地の一部に高額で借用している土地が見受けられた。借地料金の適正化に早急に着手されたい。	【検討中】 報告日：平成28年12月16日 区長、副区長と土地賃借料について協議、借地料金を見直した契約書を示し区の会議に諮ってもらう約束を取り付けたが、その後連絡がないため、区長に確認したところ、区の会議には諮られておらず、4月で区長が変わっているため、新区長（前副区長）に引継いでいるという回答。再度新区長と協議の場を設け賃借料改定に努める。												
生涯学習課	所管している審議会数が多いため、精査の上、統廃合を検討されたい。	【検討中】 報告日：平成28年12月16日 平成28年度で伊賀市生涯学習推進大綱は最終年度となるため、審議機関である生涯学習推進委員会を大綱の成果の検証を以って廃止（平成29年度中）し、社会教育委員会へ整理統合していく方向で検討している。												

所属等	定期監査結果（指摘事項）	措置状況等
中央公民館	公民館分館を廃止のうえ、同分館が担ってる業務を地区市民センターで一元化できないか検討されたい。	<p>【検討中】 報告日：平成28年12月16日</p> <p>自治センター化に向け、社会教育法に基づく分館の位置づけを廃止とする方向で、市長部局と協議中である。</p> <p>分館業務については、住民自治協議会へ委託していることから自治協の事業と共催で分館活動が行なわれているところも多く、自治協の拠点となる地区市民センターにおいて業務を一元化していくことは可能と考える。</p>
阿山支所振興課	無償で貸し付けている土地（普通財産）について、今後、有償化を検討されたい。	<p>【検討協議中】 報告日：平成28年12月16日</p> <p>（平成27年度報告）</p> <p>無償の根拠を再確認し、有償化が妥当であれば次回契約更新（延長）までに、借受人と協議する。また、各支所で同一の相手と契約している物件は、貸付料などについて整合性が取れるよう調整を進めたい。</p> <p>（平成28年度報告）</p> <p>平成28年12月時点における借受人と協議内容・進捗状況は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「商工会法に基づく公益法人であるため「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1項第1号を適用したい」ということを根拠として、無償での使用賃借を継続してきた経緯がある。 ・平成27年度の監査において、無償での使用賃借契約について指摘を受けた。伊賀市商工会にもその旨を連絡し、賃借料について協議しているが、市や県など公からの補助金を受けて事業を行なっている団体であり、建物の建設及び敷地内の整備を含めた維持管理は全て商工会で行なっていることなどから、現行のまま無償での契約を続けてもらいたい。 ・収入の約6割が補助金と、市・県等の補助金等を主な収入源としており、民間企業の支援という公的機関では困難な事業を、代わって遂行している。 ・法人市民税において、均等割部分は課税されているが、所得割については「収益事業を行なわない公益法人等」として非課税である。 <p>上記の事情を鑑みてほしいとの主張から、現段階では賃借料の支払等について合意が成立していない。平成28年度内の更新については前回と同内容で更新するが、今後も協議を継続し、段階的に引き上げていく等、賃借料の徴収について交渉していく予定である。</p>